

事 務 連 絡
令和 3 年 1 1 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課課長補佐
事業マネジメント推進室課長補佐
下水道企画課下水道管理指導室企画専門官
流域管理官付課長補佐

下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について

「下水道法に基づく事業計画の運用について（令和 3 年 11 月 1 日付け国水下水事第 28 号）」（以下「運用通知」という。）に関する留意事項を下記のとおり示しますので事務執行上の参考とされますようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 運用通知 2. (1) ④及び 3. (1) ③関係

計画降雨浸水防止区域図は、計画降雨に相当する降雨が降った際に、既設の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は既設の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水の発生が想定される区域と、この浸水により想定される浸水深を示した図である。計画降雨浸水防止区域図の作成に当たっては、計画降雨に相当する降雨を対象に、浸水シミュレーションを行う必要がある。浸水シミュレーションの具体的手法については「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和 3 年 7 月）」を参考とされたい。

なお、事業計画に異なる規模の計画降雨を定めている場合には、計画降雨を定めた処理区等に対して計画降雨毎に浸水シミュレーションを行い、事業計画に定めた計画降雨毎に浸水を防ぐべき区域及び水深を示されたい。

2. 運用通知 2. (1) ⑤へ及び 3. (1) ④へ関係

令第 5 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく点検を行うためのマンホールの位置については、当該マンホールが局所的に密集して存在する場合においては、図面において当該区域を明示した上で当該区域内に存在する当該マンホールの数を記載してもよい。

3. 運用通知2.(1)⑤リ及び3.(1)④チ関係

樋門又は樋管の名称については、樋門又は樋管の存する吐口の位置に記載されたい。なお、記載する樋門又は樋管については、河川その他の公共の水域又は海域から逆流を防止するために設けられるものに限るものとする。

4. 運用通知2.(1)⑨及び3.(1)⑧関係

施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示すこれらの書類については、事業のより一層の効率化、事業効果の見える化、事業の持続的な運営等を目的として作成するものであることから、下水道管理者単位で作成することが望ましい。また、当該内容をマスタープランや経営計画への記載等を通じて公表することにより、下水道事業への理解促進を図られたい。

(1) 施設の設置に関する方針(様式1)

① 全般

- 事業の実施状況に応じ可能な範囲で記載するとともに、事業計画の変更等の機会を通じて段階的に内容の充実を図られたい。
- 下水道に関するマスタープラン、経営計画等に施設の設置方針に係る事項を定めている場合は、これらの内容と整合を図られたい。
- 施設の設置に関する方針(様式1)の記載にあたっては、以下を踏まえて記載されたい。また、記載例を【別添1】に示すので、適宜参考にされたい。

【汚水処理】

- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について(平成26年1月30日付け25農振第1853号、25水港第2573号、国水下事第50号、環境対発第1401301号)」に基づいて策定・見直しをされた都道府県構想及びアクションプランと整合が取れるよう、汚水処理10年概成に向けた整備方針等を記載されたい。
- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月)」第6章6-1に基づき、
 - イ 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10年以内に下水道整備による概成が見込まれない地域について、地域住民の意向等を踏まえ、早期整備が可能な手法を導入する等の弾力的な対応
 - ロ 集落排水施設等との統廃合など、他の汚水処理施設との広域化・共同化の方針について記載されたい。なお、将来的な接続の見通しについて、備考欄に記載されたい。

【浸水対策】

- ・整備水準については、「計画降雨に対する整備が完了した面積の割合」や「都市浸水対策達成率」など、整備の進捗を示す指標を用い、都市機能集積地区等の重点地区を設けている場合は、当該地区とその他の地区に分けて、段階的な整備水準を記載することとする。
- ・事業の重点化・効率化の方針については、ハードとソフトを組み合わせた浸水被害の最小化、選択と集中、受け手主体の目標設定(床上浸水の解消等)、既存ストックの活用、多様な主体まちづくりとの連携、地下街等への下水道水位情報の提供等を考慮して記載されたい。

- ・下水道法第 25 条の 2 に基づく「浸水被害対策区域」については、下水道施設と民間の雨水貯留浸透施設の整備が一体となって浸水被害の軽減を図る目標を記載するとともに、浸水被害対策区域に指定した地区等を備考欄に記載されたい。

【耐水化】

- ・「下水道の施設浸水対策の推進について(R2.5.21 国水下事第 13 号下水道事業課長通知)」により策定される耐水化計画に基づいて記載することを基本とする。
- ・整備水準の目標については、水害時における機能確保率等を下水処理場、ポンプ場（汚水）、ポンプ場（合流、雨水）毎に記載されたい。
- ・事業の重点化・効率化の方針については、被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を実施し、災害時における必要な下水道機能を確保することを考慮して記載されたい。

【耐震化】

- ・整備水準の目標については、災害時における機能確保率等を管渠、下水処理場、ポンプ場毎に記載されたい。
- ・事業の重点化・効率化の方針については、ハードとソフトを組み合わせた地震による被害の最小化等を災害時における必要な下水道機能を確保することを考慮して記載されたい。

【高度処理】

- ・整備水準の目標については、高度処理の目標である計画放流水質や高度処理実施率等を記載されたい。
- ・流域別下水道整備総合計画を定めている場合は、事業の重点化・効率化の方針について、水質環境基準以外の多様な目標（季節別処理水質を含む。）、中期整備事項（高度処理導入方針、流入水量最大時における対応）との整合を図りつつ記載されたい。

【汚泥の再生利用】

- ・発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めるとともに、バイオマス利用がなされない下水汚泥については脱水、焼却等によりその減量化に努めることに留意して記載されたい。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画や「バイオマス活用推進基本法」に基づくバイオマス活用推進計画等、汚泥の再生利用に関する計画を定めている場合や、流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に資源・エネルギーの利活用に関する方針を定めている場合、さらには、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（平成 30 年 1 月 17 日 総財準第 1 号、29 農振第 1698 号、29 水港第 2464 号、国水下事第 56 号、環循適発第 1801171 号）に基づく「広域化・共同化計画」に汚泥の再生利用に関する事項を定めている場合には、それぞれの計画等との整合を図りつつ記載されたい。

【その他】

- ・流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に処理水の利活用に関する方針を定めている場合は、これとの整合を図りつつ処理水の利活用に関する目標等を記載されたい。

② 中期目標

- 施策毎に異なる目標年次を記載してもよい。

(2) 施設の機能の維持に関する方針（様式2）

① 全般

- 「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー（平成27年11月）」等を踏まえて策定されたストックマネジメント実施のための計画との整合を図りつつ、段階的に内容を充実されたい。
- 記載例を【別添2】に示すので、適宜参考にされたい。

② 主要な施設

- 運用通知2.(1)⑨ロ及び3.(1)⑧ロにおける主要な施設については、少なくとも次の施設を含むものとする。
 - ・ 管渠施設については管渠（下水道法施行規則第3条第1項に定める主要な管渠以外の管渠も含む。）
 - ・ 汚水・雨水ポンプ施設についてはポンプ本体
 - ・ 水処理施設については送風機本体又は機械式エアレーション装置
 - ・ 汚泥処理施設については汚泥脱水機

③ 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

- 当該点検・調査に基づいた診断の結果を修繕・改築等の実施方針の検討に活用することを前提とした点検・調査について、その頻度等を記載する。
- 具体的には、管渠内部の点検・調査や処理場設備の分解・調査等が該当する。

④ 改築事業の概要

- 概ね10年の間に実施する予定の改築事業（改築にあわせ、施設の能力を増強し、浸水安全度の向上や高度処理化を図る事業等を含む。）を踏まえつつ、概ね5年程度で実施する予定の事業について記載する。

⑤ 施設の長期的な改築の需要の見通し

- 施設の改築周期等一定の試算条件の下で、平準化を考慮しつつ、概ね30年～50年後の改築の需要を試算する。

5. 運用通知2.(1)⑩(iii)ト並びに3.(1)⑨(iii)ト関係

処理施設の容量計算について、既存施設において評価2を行う場合は、1年間以上の期間、計画放流水質を満足することを実施設で測定・評価することにより、当該計画放流水質に適合するよう下水を処理する性能を有する構造であることを確認しているため、評価2を行った水処理施設の容量計算としては、当該施設における測定・評価の結果を添付すればよいものとする。

6. 運用通知2.(1)⑩(iii)リ並びに3.(1)⑨(iii)リ関係

既存施設において評価2を行った実績により容量計算書を策定し、一定の知見が確認されている場合は、改めて評価2を行う必要はない。

7. 運用通知2.(1)⑩(v)並びに3.(1)⑨(v)関係

財政計画書(様式3)の作成にあたっては、事業計画に記載された事項の実効性を財政面で担保する観点から健全な経営が確保されるよう、経費及び財源の各項目について、経営戦略の「投資・財政計画」との整合性に留意し、共通する部分については、適宜活用されたい。

8. 経営の健全化、執行体制の確保に向けた取組の推進

財政計画書及び施設の長期的な改築の需要見通しを踏まえ、中長期的に事業の持続性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保に向けた取組を図られたい。

【経営の健全化に向けた取組の例】

- ・ 経営状況の「見える化」による経営情報の開示や計画性・透明性の向上
- ・ 新技術の導入や広域化・共同化、官民連携の推進等による維持管理費の低減
- ・ 接続促進や下水道施設・未利用資源の有効活用等による収入増加の取組
- ・ 経営状況を踏まえた定期的な下水道使用料の見直しの検討
- ・ 下水道使用料の徴収漏れ等の根絶及び滞納整理の確実な実施等の徴収対策の推進

など

【執行体制の確保に向けた取組の例】

- ・ 維持管理等の広域化・共同化のための方策の協議の場としての(都道府県等を核とした)協議会の設置
- ・ 複数年に亘る包括的な業務発注など PPP/PFI の導入
- ・ 複数市町村による維持管理業務等の共同発注、計画の共同策定
- ・ 日本下水道事業団、都道府県公社等の公的機関による支援
- ・ 組織形態等の見直し
- ・ 研修等を通じた人材の確保・育成、技術力の継承

など

【別添 1】

(様式 1) 施設の設置に関する方針 (記載例)

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
汚水処理	下水道処理人口普及率	60%	85%	85%	<p>(例 1) 平成〇〇年度に見直した都道府県構想に基づく汚水処理の 10 年概成を目標とし、人口密度が高い地域から優先的に整備を実施する。</p> <p>(例 2) 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10 年以内に下水道整備が概成しない地域については、地域住民の意向等を踏まえ、浄化槽を整備する。</p> <p>(例 3) 集落排水施設等の統廃合により管理の効率化を図る。</p>	〇〇地区管渠整備事業	※令和〇〇年度を目処に、〇〇地区ほか 3 地区の農業集落排水施設 (処理人口〇〇人、処理面積〇〇ha) を下水道に編入予定。

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考	
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標				
浸水対策	計画降雨に対する整備が完了した面積の割合	重点地区 (66mm/h、1/10)	25% (100ha)	50% (200ha)	100% (400ha)	<p>(例1) 都市機能集積地区等の重点地区については、下水道の整備に加え、内水ハザードマップの策定や止水板の設置、地下街等への下水道水位情報の提供等のソフト対策により、既往最大降雨(80mm/h)に対する浸水被害の最小化を目指す。</p> <p>(例2) 浸水被害想定に基づき、浸水被害リスクの高い箇所から優先的に整備する。</p> <p>(例3) 既設水路等のストックを活用し、効率的な整備を図る。</p>	<p>〇〇地区雨水貯留施設整備事業</p> <p>〇〇幹線整備事業</p> <p>〇〇幹線整備事業</p>	<p>※〇〇地区については、下水道法第25条の2に基づく「浸水被害対策区域」に指定し、民間による雨水貯留浸透施設を導入し、〇〇mm/hに対する浸水被害の防止を図る。</p>
	一般地区 (計画降雨61mm/h、1/7)	10% (100ha)	20% (200ha)	100% (1,000ha)				
	一般地区 (55mm/h、1/5)	0% (0ha)	10% (200ha)	100% (2,000ha)				

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準			現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標	事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考	
	指標等									
耐水化	水害時における機能確保率	処理場	揚水機能が確保された施設数(管理棟、ポンプ棟): 2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例)5年程度で管理棟、ポンプ棟の揚水機能を確保し、その後の5年で水処理棟の沈殿機能及び汚泥処理棟の汚泥処理機能を確保する。	防水扉の設置、開口部の閉塞、主要設備の上階への移設		
			沈殿機能が確保された水処理系列数(水処理棟): 4	0% (0)	100% (4)	100% (4)				
			汚泥処理機能が確保された施設数(汚泥処理棟): 1	0% (0)	100% (1)	100% (1)				
	ポンプ場(汚水)	揚水機能が確保された施設数(管理ポンプ棟): 2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例)5年程度で管理ポンプ棟の揚水機能を確保する。				
			ポンプ場(合流or雨水)	揚水機能が確保された施設数(ポンプ棟): 1	0% (0)	100% (1)	100% (1)			(例)5年程度でポンプ棟の揚水機能を確保する。

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準					事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標				
耐震化	災害時における機能確保率	主要な管渠	52%	60%	100%	(例1) 優先的に〇〇処理場や〇〇幹線の耐震化を図るとともに、応急復旧用資機材〇機の備蓄や自家発電用燃料の備蓄を進め、災害時に必要な下水道処理機能の確保を進める。	〇〇幹線耐震化工事	
		下水処理場	37%	42%	100%		〇〇処理場耐震化工事(最初沈殿池、消毒施設)	
		ポンプ場	31%	38%	100%		〇〇ポンプ場耐震化工事	

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
高度処理	高度処理の目標とする計画放流水質(〇〇処理場) 高度処理実施率	BOD 15mg/l T-N 20mg/l T-P 3mg/l 25%	BOD 12mg/l T-N 15mg/l T-P 2mg/l 75%	BOD 10mg/l T-N 10mg/l T-P 1mg/l 100%	(例1) 〇〇流域別下水道整備総合計画に基づき窒素・リン除去の高度処理を老朽化施設の改築に合わせ導入する。 (例2) 〇〇流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に基づき段階的の高度処理を導入し、冬期は放流先の水産資源に配慮して窒素の季節別運転管理を行う。 (例3) 将来的な人口減少を見据えた施設能力を最終目標とし、当面の人口増による流入水量の増大については、過負荷運転によって対応する。	〇〇処理場反応タンク設備改築事業 〇〇処理場タンク攪拌機設置工事 〇〇処理場凝集剤添加設備設置工事	※左記中期目標に係る季節別の運転管理目標水質 冬期： T-N 15mg/l その他： T-N 10mg/l

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準			事業の 重点化・ 効率化 の方針	中期目標を 達成する ための 主要な事業	備考	
	指標等	現在 (令和 〇年度 末)	中期 目標 (令和〇 年度末)				長期 目標
合流式 下水道の 改善	合流式下 水道改善 率	25%	100%	100%	令和5年度迄に全 ての対策を完了す る。	〇〇雨水調整 池整備事業	
汚泥の 再生利用	燃料又は 肥料とし て有効利 用された 場合	25%	50%	100%	(例1) 発生汚泥のエネル ギー利用・肥料利 用に極力努めると ともに、焼却残渣 等についてはマテ リアルリサイクル に努める。 (例2) 浄化槽汚泥、食品 廃棄物等の他のバ イオマスの受入や 他の市町村の下水 汚泥との集約処理 により、汚泥処理 の効率化を図る。	〇〇バイオガ ス発電施設整 備事業 〇〇処理場コ ンポスト施設 整備事業 〇〇他バイオ マス受入施設 整備事業	
その他 処理水の有 効利用	処理水再 利用量	0 m ³ /日	3,000 m ³ /日	3,000 m ³ /日		〇〇処理場ポ ンプ場施設整 備事業 〇〇地区送水 管整備事業	※〇〇 地区の トイレ 用水等 に活用

【別添 2】

(様式 2) 施設の機能の維持に関する方針 (記載例)

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	<p>(例 1)</p> <p>施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を実施。点検の結果、異状の可能性のある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施。</p> <p>(例 2)</p> <p>施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を、概ね〇年～〇年に一度テレビカメラ等による調査を実施。</p>
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	<p>(例 1)</p> <p>設置後概ね〇年で調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。</p> <p>(例 2)</p> <p>概ね〇〇年 (目標耐用年数) を目処に改築を検討。</p>
水処理施設 (送風機本体)	<p>(例 1)</p> <p>分解・調査を概ね〇年に一度実施。</p> <p>(例 2)</p> <p>概ね〇〇年 (目標耐用年数) を目処に改築を検討。</p>
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	<p>(例 1)</p> <p>異状が確認された場合、又は概ね〇年に一度分解・調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。</p> <p>(例 2)</p> <p>概ね〇〇年 (目標耐用年数) を目処に改築を検討。</p>

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度が I のものを修繕・改築の対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	<p>(例 1)</p> <p>健全度 3～2 のものを修繕の対象、健全度 2 以下のものを改築の対象とする。</p> <p>(例 2)</p> <p>概ね〇〇年 (目標耐用年数) を目処に改築を検討。</p>
水処理施設 (送風機本体)	<p>(例 1)</p> <p>健全度 3～2 のものを修繕の対象、健全度 2 以下のものを改築の対象とする。</p> <p>(例 2)</p> <p>概ね〇〇年 (目標耐用年数) で改築を検討。</p>

汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	(例1) 健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 (例2) 概ね〇〇年(目標耐用年数)で改築を検討。
-------------------	---

iii) 改築事業の概要 (令和〇〇年度～令和〇〇年度)

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	延長：概ね〇〇〇km
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	汚水ポンプ(揚水量：約〇〇m ³ /分×〇台) 雨水ポンプ(揚水量：約〇〇m ³ /分×〇台)
水処理施設 (送風機本体)	送風機：約〇〇m ³ /分×〇台
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	脱水能力：約〇〇m ³ /時間×〇台

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね〇〇億円	概ね〇〇年後	(例1) 土木・建築は目標耐用年数75年 機械・設備は目標耐用年数25年で改築 (例2) 標準耐用年数で改築